

ある常任役員が、1年後に会長、書記、会計のいずれかに選出された場合、その常任役員の、役員会における以前の役職は解消される。

- (e) 会長と会計の任期は、継続して6年、すなわち3任期を上限とする。会計監査と選挙準備委員の任期は1年で、継続して6年まで選出することができる。

§ 10. 総会

ストックホルム日本人会の年次総会は、毎年3月に開催されるものとする。

- (a) 総会の日時と場所は、役員会が決定する。年次総会への招集通知は、遅くとも総会の20日前に、会員にメールか郵便で送付される。招集通知には、年次総会の議事進行次第、会計報告及び予算案が添付される。

年次総会で投票権を持つのは、年次総会開催の遅くとも1か月前までに、会則に決められた会費を納入している会員に限られる。

会員は、年次総会に動議を提出することができる。これらの動議は、遅くとも総会の10日前までに、役員会に届いていなければならない。

- (b) 年次総会においては、以下の内容で議事進行がなされるものとする。

1. 総会の開会
2. 総会の有効性の確認と、委任状を含む投票者リストの確定
3. 総会議長の選出
4. 総会書記の選出
5. 総会議事録審査員兼投票数確認者2名の選出
6. 議事進行と議題の確定
7. 役員会の活動報告の承認
8. 会計監査報告の承認
9. 役員会の責任解除の確認
10. 新年度の活動計画及び予算と会費の確定
11. 役員会の常任役員と補佐役員の、任期に応じた選出
 - a. 会長の選出（任期2年）
 - b. 書記の選出（任期2年）
 - c. 会計の選出（任期2年）
 - d. 常任役員4名の選出（任期2年）
 - e. 補佐役員2名の選出（任期1年）
12. 会計監査2名の選出（任期1年）
13. 選挙準備委員の委員3名の選出（任期1年）うち1名は委員長
14. 会の代表権と書留郵便の受領権の確定
15. 有効期限内に、役員会に提出された動議の審議
16. その他の質問
17. 総会の閉会

- (c) 役員会の過半数、または会計監査がその必要を認めた時、あるいは少なくとも会員の1/3が書面で役員会に要求した時には、臨時総会を開催することができる。その場合、上記の (a) と (b) の年次総会に関わる内容のうち、共通する部分は臨時総会にも適用される。

§ 11. 総会における決議と投票権

- (a) 決議は声による意思表示か、票決によって行われる。票決の場合、§ 14と§ 15に取り上げられている問題以外は多数決で決定される。役員選挙ではない公開票決で、票数が同じになった時は、総会議長が支持する提案が採択される。選挙の際の無記名投票で、票数が同じになった時は、くじで決定する。

決議に際し、無記名投票の要求があれば、その要求に応えなければならない。